

平成24年6月18日
資源エネルギー庁

再生可能エネルギーの固定価格買取制度について
調達価格及び賦課金単価を含む制度の詳細が決定しました

経済産業省は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度について、調達価格・調達期間及び賦課金単価を含む制度の詳細を決定し、関連する省令や告示を公布しました。

1. 調達価格・調達期間及び賦課金水準の決定（告示）

（1）調達価格・調達期間

平成24年度の価格・期間（今年7月～来年3月末まで）を調達価格等算定委員会の意見書のとおり定めます。具体的には、太陽光（10kW以上）42円（税抜40円）（20年）、風力（20kW以上）23.1円（税抜22円）（20年）、地熱（15,000kW以上）27.3円（税抜26円）（15年）などと定めます。

【調達価格等算定委員会意見書】http://www.meti.go.jp/committee/chotatsu_kakaku/report_001.html

（2）賦課金の負担水準

本年度（今年7月から来年3月末まで）の再生可能エネルギー賦課金単価を、0.22円/kWhと定めます。なお、本年度については、太陽光発電の余剰電力買取制度に基づく太陽光発電促進付加金をあわせて御負担いただくことになるので、標準家庭（電気の使用量300kWh/月、電気料金7000円/月）の負担水準は、全国平均で87円/月になります。

（注）太陽光発電促進付加金単価は、電力会社ごとに異なるため、太陽光発電促進付加金単価と再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価を合計した値に、1ヶ月の標準家庭の電気使用量である、300kWhを単純に乗じると、以下のとおりとなる。

北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄
75	78	84	99	78	81	99	105	111	99

（3）その他

上記の他、関連する省令・告示も公布しました。

2. 今後について

施行日：平成24年7月1日

(本発表資料のお問い合わせ先)

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部新エネルギー対策課長 村上 敬亮

担当者：添田、安田、渡辺

電 話：０３－３５０１－１５１１（内線 ４５５１～６）

０３－３５０１－４０３１（直通）

詳細については、「なっとく！再生可能エネルギー」を御覧ください。

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>